

紀 要

第 2 号

目 次

1. 近江の地域色の再検討 2
— 周辺地域における近江系土器について — (小竹森直子)
 2. 「倉橋部廃寺」雑考 (田路正幸)
 3. 八島瓦窯 — 瓦の需給関係と工人の動向 — (北村圭弘・三辻利一)
 4. 近江国庁再考 (平井美典)
 5. 条里遺構の調査と現状 (宮崎幹也)
 6. 日野川中流域における条里と集落 (岡本武憲)
 7. 滋賀県下における掘立柱建物集落の成立契機について (大崎哲人)
 8. 妙楽寺遺跡出土の呪符木簡について (葛野泰樹)
-

1989. 3

財団法人 滋賀県文化財保護協会

8. 妙楽寺遺跡出土の呪符木簡について

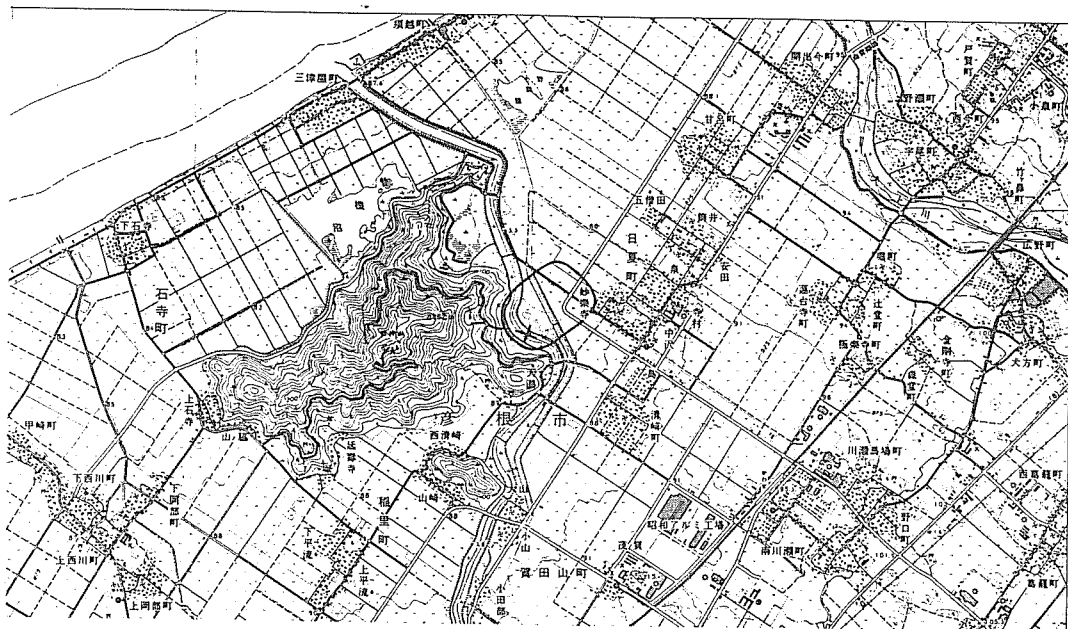
葛 野 泰 樹

1. はじめに

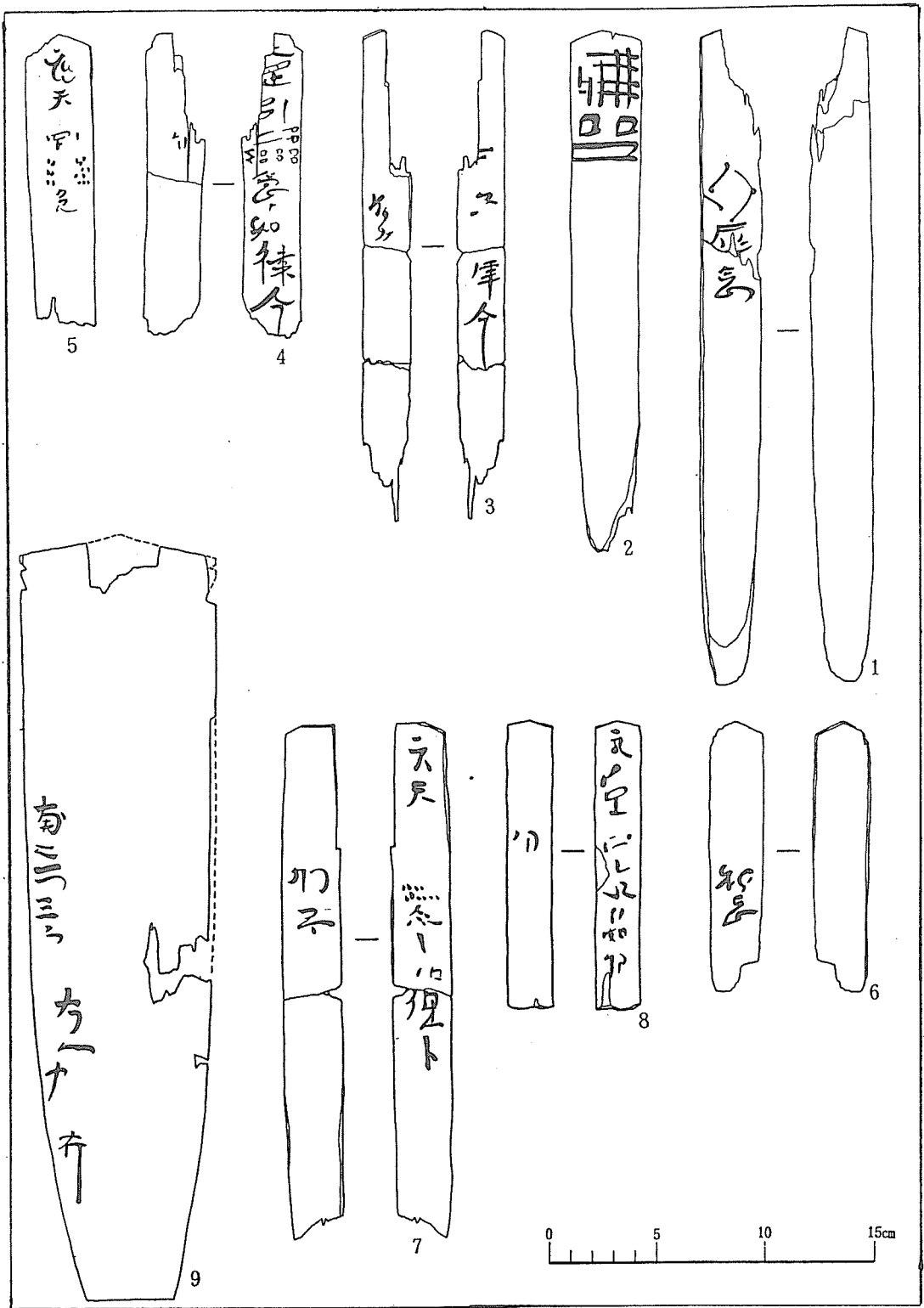
昭和62年度、彦根市妙楽寺遺跡の第3次発掘調査を実施した結果、弥生時代中期から中世の末期に至るまでの各種遺構・遺物を検出した。その中に、呪符木簡11本と板塔婆2枚があり、奈良国立文化財研究所において判読していただいた内容にもとづいて、今回これらを紹介したい。

呪符木簡は、元興寺境内遺跡や草戸千軒町遺跡などのように、1遺跡から集中して多量に出土しており、これまで、水野正好氏⁽¹⁾をはじめ木下密運⁽²⁾・奥野義雄⁽³⁾・志田原重人氏⁽⁴⁾らによってさまざまな分析・研究が加えられ、とくに和田萃氏の詳論がある⁽⁵⁾。さらに、木簡学会で進められている『木簡研究』は木簡を全国的に収集しており、呪術に関する木簡も多数おさめられている⁽⁶⁾。また、第4回中世遺跡研究集会の『中世の呪術資料』には全国の呪符木簡の報告例をかなり掲載している⁽⁷⁾。

県内では、大津市東光寺遺跡⁽⁸⁾と山東町北方田中遺跡⁽⁹⁾からそれぞれ2本ずつ出土している。東光寺遺跡の呪符木簡は11世紀後半の掘立柱建物の北東柱穴から出土しており、1本は下に急々如律令を配し、もう1本は上に天罡を墨書している。北方田中遺跡は井戸からの出土で「水・永」の組合せと「尸」を墨書している。



第1図 妙楽寺遺跡位置図 (X:調査地点)



第2図 妙樂寺遺跡出土呪符・板塔婆

2. 木簡出土遺構の概要および記載内容

妙楽寺遺跡では第2層目の溝から出土している。第1層目は石組護岸を施した溝や道路跡、石組柵などで構成される室町時代後半の遺構面で、呪符木簡の出土した第2層目は鎌倉時代末期から室町時代前半に比定される。溝は南西から北東方向にのびる幅約5m、深さ約1mの素掘で、呪符木簡は中位層の有機質層から比較的まとまって出土した。伴出遺物には土師器の皿が数点と箸状木製品が約180本と、それに板塔婆が1枚ある。この板塔婆には墨書は認められなかったが、さらに、南東部に位置する同規模の溝から一面に墨書をした板塔婆が1枚出土した。

呪符木簡のうちで墨痕の認められるのは8本あり、板塔婆の1枚とで9点に墨書を観察することができた。しかし、残りは良いとはいえ、判読は非常に困難であった。木簡の釈文は以下のとおりである。

- (1) ・ 「阿比羅曼曼」 300 × 28 × 3 (単位: mm)
- フロク (如律令カ)
- ・ 「 急々」
- (2) 「 () 」 (239) × 33 × 3
- (3) ・ 律令 (245) × 21 × 3
- [急々カ]
- ・
- [物忌カ]
- (4) ・ 天罌急々如律令 (139) × 26 × 2
- フロク
- ・
- [物忌カ]
- (5) 天罌急々× (133) × 30 × 3
- 梵字 フロク (律)
- (6) ・ () (139) × 26 × 2
- 梵字
- ・ 物忌
- (7) ・ 天急々如律令 (236) × 26 × 3
- 梵字 [罌カ]フロク
- ・ 物
- [忌カ]
- (8) ・ 天罌急々如律 (131) × 21 × 3
- 梵字 フロク [令カ]
- ・ 物
- (9) 「 < () (300) × 90 × 5
- ()
- ()
- ([南カ] [南カ])

これらの内容をみると、1. 3. 4. 5. 7. 8の6本は「急々如律令」と判読されるか、上下の記載内容からそれと判断されるものである。1を除く5本は表面に墨書している。この「急々如律令」とは、速やかに正常に還れとか、速やかに鬼よ去れという意味があり、陰陽道や修験道で使う呪文である。これ自体は積極的な呪文として作用するものではないとされ、呪文の最後を締めくくる決まり文句と考えられている。

6. 7の裏面には、「物忌」とだけ2文字墨書されており、3. 4. 8も「物忌」と判断してよい。このことから、3. 4. 6. 7. 8は「物忌札」といえる。物忌札は元興寺境内遺跡から多く出土しており、すべて下端を尖らせていることから、挿し立てるものであったと考えられている。妙楽寺遺跡の物忌札も下半分が欠失しており、これは腐食によるものと考えられ、釘穴が認められないことから地面に挿し立てたと理解してよい。物忌は一般に不吉なできごとが予測されるときに、それをさけるため、活動を謹慎することをいう。また、人が死亡した時には穢れが生じると考えられていることから、その穢れを避けるためや遺体にとり付く鬼を払うため、そして喪中であることを示すために札を葬礼に際して作ったのが物忌札といわれている。元興寺境内遺跡の物忌札は、元興寺の法師や元興寺近辺に住む陰陽師によって書き与えられたものと考えられており、法師や陰陽師が葬送に関係をもつのは穢をするため、陰陽師の消滅後は山伏法印か神主が葬送後の穢を行うようになったといわれている⁽¹⁰⁾。

物忌札がいつごろから出現するかというと、元興寺境内遺跡からは正平7年（1352）から文安2年（1445）までの紀年を記す物忌札が6本出土しており、室町時代初頭には存在している。奥野義雄氏は平安時代末期に仏教信仰を基盤とした葬祭に際しての物忌観念が、物忌札を生んだのではないかと指摘している⁽¹¹⁾。さらに、和田萃氏は齋串が中世に入って物忌札に形態や機能を受け継いでいったと述べ、平城京跡S D 650出土の「物忌」と記した木簡から平安時代初期には物忌観念はあったと想定している。「急々如律令」の呪句を記す呪符木簡は多賀城跡などの例から、確実に奈良時代末期から平安時代初期には出現しているとし、物忌札に「急々如律令」の呪句が結びつくことについては平安末期にまで遡る可能性はあるとしている。なお、藤原京々域内から呪符木簡の可能性をもつ木簡の出土から呪符木簡の出現時期は藤原京時代に存在した可能性がある⁽¹²⁾と指摘している⁽¹²⁾。

天罡は道教の神、天罡星のことで北斗星の別で、道教では天罡天聖として大変尊崇されている。また、「罡」の字は疫病をのがれ、疫病を移さない呪字とされている。この天罡呪符は草戸千軒町遺跡⁽¹³⁾、伊場遺跡⁽¹⁴⁾、国府遺跡⁽¹⁵⁾などから出土しており、伊場遺跡の呪符は百姓の悪鬼を退け、疫病、災難を除くことを祈った資料と考えられている。草戸千軒町遺跡の呪符は呾哩の下に、「魁カ」と記されていると考えられており、魁・魁の2字を門戸に貼ると疫病の侵入を防ぐといわれていることから、伝染病の予防に関係するものとみられている。

すなわち、「天罡」符は天変地異をとめ、病気を治し、死者あるいは祖先の鬼を救い、現世の人々の幸福・安堵を祈るものであったといわれ、呪符の中では最もポピュラーなものであったといえる。

1の「阿比羅曼□」は梵名の阿比羅提（アピラダイ）と想定され、妙喜、妙樂、甚樂、または、歡喜と訳されている。阿比は無比、または殊勝、羅提は喜ぶの意味から転じた言葉である。なお、大阪府池田寺跡からは「アピラウンケンバサラダン」と墨書した呪符が出土しており⁽¹⁶⁾、この「アピラウンケン」は梵語で大日如来の真言であるとみられる。呪符にはこのように、梵名に関するものがよく使用されており、仏教も強く信仰されていたことを裏付けている。

つぎに、5. 6. 7. 8の上に配されている梵字も仏教に関するものであるが、判読は困難である。呪符に記されている梵字には、大日如来、薬師如来、不動明王のほか、金剛力士、阿弥陀佛、観世音菩薩、地藏菩薩などが多く、卒塔婆・位牌・御札などにも梵字が多く配されている。ところで、5は大日如来か不動明王の可能性がある。2の上に配されている四縦五横は、9字切（クジキリ）ともいい、臨・闕・階・烈・前の5字と兵・者・陣・在の4字を線で交叉させる呪法で、もとは中国の抱朴子が山に入って邪気を避けるための呪文としてこの九字を唱えることを説き、のちに仏教にも入って密教呪と習合したといわれ、修験者が護身の呪法としてよく用いている⁽¹⁷⁾。なお、2の四縦五横は縦を5、横を4本の線で記されている。

符籙は今回出土したほとんどの呪符木簡に記されているが、これも判読は困難である。一般的には、日・口・鬼・山・王等の文字を組合せる例が多く、和田氏は「各種の文字を複雑に組み合わせ、一種の記号のように作ることによって文字を神秘化し、呪力のあるものにせんとしたのであろう。」とし、妙樂寺遺跡からは出土していないが、文字を逆にしたり斜めに組み合わせるのも符籙と同様の意義によると推定している。妙樂寺遺跡では2は日を3つ組合せたのを下に配しており、2と4には口の組合せをみる。5と7には「、」を並べたものが記され、1の裏面には「、」を線で結んだものがある。

次に形状を見ると長方形の材に頭部を圭頭にして、下部を徐々に削って尖らせているものが大部分である。頭部を方頭にしたものや上部両端の左右に切り込みを入れたものはない。7. 8は下端部が欠損しているため明らかではないが、これも下部は尖るものと思われる。大きさは、最も残りの良い1で長さは300mm以上であり、幅は28mm、厚さは3mmを測る。幅については2の33mmが最も広く、平均値では26.4mmあり、厚さは3mmで、厚さについてはほぼ均一である。草戸千軒町遺跡の呪符は幅15から50mmあり平均値は32mmで、厚さは2から6mmである。東光寺遺跡の2本の呪符は長さ336・(265)mm、幅37・28mm、厚さ6・5mmである。この数値をみるかぎりでは、妙樂寺遺跡の呪符は小振りであることがわかる。

呪符木簡の使用材は、桃・栗・柳などの木に書いて柱に貼りつけたり、戸口に立てる例があることを和田氏は指摘して、「中世後期から近世初頭に到り、呪符木簡や呪句を記した物忌札は木製のものから紙になり、その一部が現在も生きている。」と述べている⁽¹⁸⁾。木下密運氏は呪符が木札であることを中国の經典に「護符の類は桃の板に大書して門戸の上、または四方四隅・梁柱・住処五十歩内の道側の要処に著することがみえる。」と指摘している⁽²⁰⁾。草戸千軒町遺跡ではスギ・ヒノキ材が使用されており、妙樂寺遺跡もスギかヒノキと思われる。

9の板塔婆は頭部を圭頭にして、左右に2か所の切り込みをいれ、下端を尖らす。墨は全体に薄く、字画がわずかに浮き上がっている程度で、解読は困難である。字画の浮き上がり状況から推定すると、4行に書かれていたとみられる。溝の中からの出土であるが、それ以前は長く風雨にさらされていたとも考えられる。

3. まとめにかえて

妙楽寺遺跡出土の呪符木簡を先学諸氏の分析を参考にして、木簡の形状や記載内容を検討してきた。ここでは、各呪符木簡の呪句の組み合わせに着目して、その用途を探ってみよう。

新潟県馬場屋敷遺跡から出土した呪札に「南无大日如来 隼急々如律令」と記していることについて、水野正好氏は疫鬼よ去れという意を九字と急々如律令という2句で強調していると解説している⁽²⁾。また、石川県漆町遺跡出土の物忌札には、「依里物忌固物忌天罡急々如律令」と記されていることについて、和田氏は元興寺境内遺跡の物忌札が個人の家に関わるものであるのに対し、集落全体が死または疫病等により物忌に服していることから、外部の者が集落に立ち入ることを強く禁じるため、急々如律令の呪句が加えられたと推測されている⁽²⁾。このように、九字や急々如律令さらに符籙などはより強い効力を発揮するための呪句で、さかんに使用されていたといえる。

妙楽寺遺跡の呪符木簡の組み合わせは、「急々如律令」と符籙を組み合わせるものが多く、1. 4. 5. 7. 8がそれである。梵字と符籙を組み合わせているものには、5. 7. 8がある。すなわち、5. 7. 8は梵字を上配し「天罡」または「天」を記し、続けて符籙と「急々如律令」の呪句を書いている。「物忌」は3. 4. 6. 7. 8の5本にみられる。これらの組み合わせをみると7と8は同じく配され、4には梵字が書かれていないものの7. 8と同じである。このように、物忌札に「急々如律令」の呪句が結びついているのは、個人の家にかかわる物忌札とされる元興寺境内遺跡の物忌札と類似する。ただ、妙楽寺遺跡の物忌札には「九九八十一」「八九七十二」の九九は記されていないが、1と2を除く呪符木簡は死者の鬼を救い、現世の人々の幸福を祈るのを急々如律令で強調したのであろう。これらは、死者のでた家の入り口などに挿し立てられたのち、中陰明けに板塔婆や箸状木製品とともに、溝へ投棄されたものと理解される。

注

- (1) 水野正好「招福・除災」—その考古学—（『国立歴史民俗博物館研究報告』第7集 国立歴史民俗博物館 1985年）
水野正好「鬼神と人とその働き」—招福除災のまじなひに—（『文化財学報告』第4集 奈良大学 1986年）
- (2) 木下密運「歴史考古資料にみる道教の影響」（『歴史公論』第7巻第5号 1981年）
- (3) 奥野義雄「物忌札とその世界」（『どるめん』第18号 1978年）
- (4) 志田原重人「草戸千軒」—木簡解説—（『草戸千軒町遺跡研究資料』1 広島県草戸千軒町遺跡調査研究所 1982年）

志田原重人「出土の文字資料からみた中世民衆生活の一面」—草戸千軒町遺跡を中心に—（『木簡研究』第8号 1986年）

(5) 和田 萃「呪符木簡の系譜」（『木簡研究』第4号 1982年）

(6) 現在まで9号が刊行されている。

(7) 広島県草戸千軒町遺跡調査研究所・広島考古学研究会『中世の呪術資料』（第4回中世遺跡研究集会 1984年）

(8) 岡本武憲「滋賀・東光寺遺跡」（『木簡研究』第5号 1984年）

(9) 奈良俊哉「滋賀・北方田中遺跡」（『木簡研究』第7号 1985年）

(10) 注7に同じ。

(11) 注3に同じ。

(12) 注5に同じ。

(13) 注4に同じ。

(14) 浜松市教育委員会『伊場遺跡』遺物編2 1980年

(15) 大阪府教育委員会『国府遺跡発掘調査概要』X 1980年

(16) 注7に同じ。

(17) 村山修一『陰陽道基礎資料集成』 1987年

(18) 注5に同じ。

(19) 注5に同じ。

(20) 注2に同じ。

(21) 注1に同じ。

(22) 注5に同じ。

編集後記

『紀要』第2号も刊行することができた。自分の時間を犠牲にしながらも原稿を執筆してくれた職員の姿には頭の下がる思いがする。当協会はまさに職員の目に見えざる努力と熱意によって支えられているのだと実感した次第である。

編集者

平成元年3月

紀要 第2号

編集・発行 財団法人 滋賀県文化財保護協会
大津市瀬田南大萱町1732-2
Tel (0775) 48-9780・9781

印刷 株式会社 日興商会
尼崎市東難波町5-10-30
Tel (06) 482-4501